

# ご自分の【種別】をご存じですか？

Q

自分の【種別】が分からないのですが？

Q

第1種とか第2種って保険証に  
載ってますか？？



といったお問い合わせが  
最近組合に寄せられます！

【種別】とは、平成28年度から、薬剤師国保組合に  
導入された組合員の種類（呼び名）です。

【種別】によって、保険料の設定に違いがありますが  
公的なものでなく、当組合独自の組合員区分ですので  
「被保険者証」への掲載はありません。



埼玉県薬剤師会の会員で薬局又は一般販売業の開設者又は管理者

第1種

★第1種組合員は1事業所に1名です。



第2種

薬剤師の従業員

★第1種・第5種組合員が在籍する薬局等に勤務する従業員に限ります。  
★第2種と第3種では保険料が違います！



第3種

薬剤師以外の従業員



第4種

薬事の業務に従事している個人で加入する薬剤師

★業務に従事する詳細については組合H.Pに掲載

第5種

後期高齢者に該当する組合員

★被保険者資格はありません。



家族は組合員と同じ種別となります！